

高知市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年度版

高知市通学路安全対策連絡協議会

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 27 年 2 月に、関係機関の連携体制 を構築し、「高知市通学路交通安全プログラム」を策定した。

本プログラム策定後は、その内容に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できる ように通学路の安全確保を図る。

2 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を平成 27 年 2 月に設置した。

- ・高知警察署
- ・高知南警察署
- ・高知東警察署
- ・国土交通省土佐国道事務所
- ・高知県高知土木事務所
- ・高知市都市建設部道路管理課
- ・高知市都市建設部道路整備課
- ・高知市農林水産部耕地課
- ・高知市教育委員会学校環境整備課
- ・高知県文化生活スポーツ部私学・大学支援課（平成 30 年 8 月に加入）
- ・高知県教育委員会事務局学校安全対策課（令和 2 年 4 月に加入）

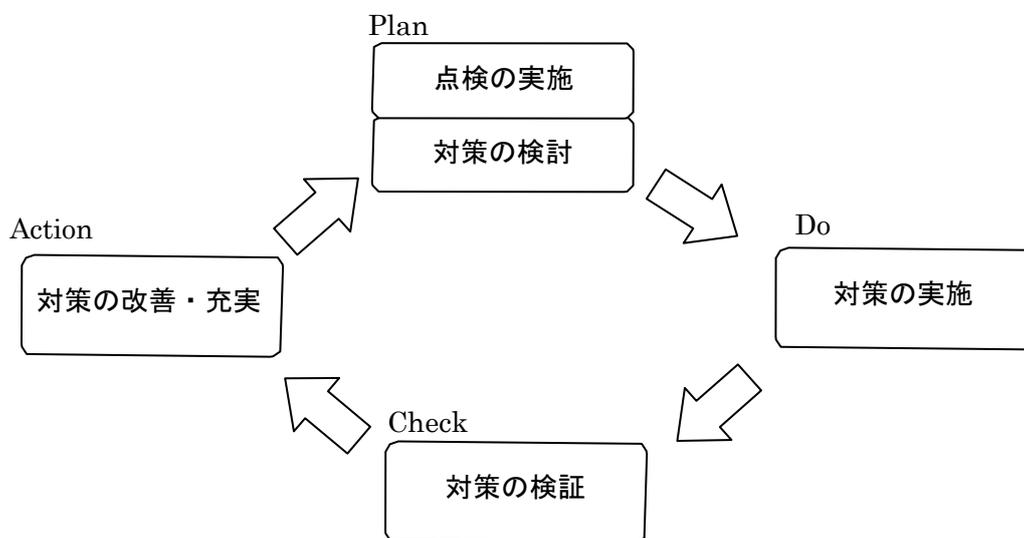
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・ 通学路に対する保護者や地域の住民，団体等からの要望を受け，年に1回以上合同点検を実施する。
- ・ 実施時期は特に定めず，通学路に対する要望があった場合とする。
- ・ 合同点検の内容や結果は，通学路安全対策連絡協議会構成員に連絡する。
- ・ 上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施する。

○ 合同点検の体制

- ・ 合同点検の場所に関係する学校，保護者，道路管理者，警察，自治会，教育委員会等が参加して合同点検を行う。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について，箇所ごとに，歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等，対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては，対策が円滑に進むよう，関係者間で連携を図る。

(5) 対策の検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について，安全対策効果があがっているか等を検証する。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も，合同点検や効果検証の結果を踏まえて，対策内容の改善・充実を図る。

4 箇所図，箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については，関係者間で認識を共有するために，「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し，HP等で公表する。